

第2項先進医療の新規届出技術について
(届出状況／6月受付分)

先	—	2
22.	7.	12

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付分 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}
216	根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援(前立腺がんに係るものに限る。)	前立腺癌	87万円 (1回)	65万4千円	H22.6.16
217	内視鏡手術支援ロボット(da Vinci S Surgical System)による胃手術	胃腫瘍	100万9千円 (1回)	93万8千円	H22.5.28
218	腰椎椎間板ヘルニアに対する椎間板内加圧注射療法	鎮痛薬の内服および点滴、神経ブロック、理学療法などの保存的治療に抵抗した難治性椎間板ヘルニアを適応とする。	5万2千円 (1回)	3万8千円	H22.6.14

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※1 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
 ※2 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】
 ○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
 ○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

